

5. 2年未満の職業訓練で実務経験として認められている訓練課程・訓練科について

① 職業訓練施設により実務経験として認められている訓練課程・訓練科

(注1) 1.～4.に該当する指定学科を卒業(修了)した方も、5.に該当する訓練施設を修了した場合は、その期間を実務経験に算入することができます。

(注2) 該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。

ただし、「修了証明書」が発行されていない訓練施設は、「修了証書の写し」を添付してください。

(注3) 下表に当てはまらない方は、この検定では実務経験としては認められません。

施設名(50音順)		訓練課程・訓練科		訓練期間☆
と	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校	普通課程	土木系 土木施工科	1年
ふ	富士教育訓練センター	短期課程	土木施工管理基礎	2ヶ月
ほ	北海道立網走高等技術専門学院	普通課程	土木系 土木施工科〈平成18年度以前の入校者〉	1年
	北海道立江刺高等技術専門学院	普通課程	土木系 土木施工科〈平成7年度以前の入校者〉	1年
	北海道立稚内高等技術専門学院	普通課程	土木系 土木施工科〈平成18年度以前の入校者〉	1年

☆ 但し、受検資格に必要な実務経験年数の3分の2まで算入可能となります。